

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第34条 当社線を常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券等購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期乗車券を発売する。但し、定期券自動発売機での発売および定期券WEB予約サービス（以下「予約サービス」という。）を利用される場合は、旅客による必要事項の入力をもって、同申込書の提出とみなし、発売する。

第2項 定期乗車券等購入申込書の様式は省略いたします。

(通学定期乗車券の発売)

第35条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が、当社線を通学するため、常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書、又は第107条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を提出又は呈示して、かつ、定期乗車券等購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について、通学定期乗車券を発売する。但し、定期券自動発売機での発売および予約サービスを利用される場合は、旅客による必要事項の入力をもって、同申込書の提出とみなし、発売する。なお、予約サービスを利用される場合は、通学証明書等のアップロードをもって、同証明書等の提出又は呈示をしたものとみなす。

2 前項に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所の児童及び同法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園の児童が、通学のため、常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合は、当社線内に限り前項の規定による指定学校の幼児に準じて、通学定期乗車券を発売する。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。但し、学校取扱規程第11条第5項及び第6項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

4 指定学校の学生、生徒もしくは児童が実習のため、実習場等まで通う場合で、社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて、通学定期乗車券を發

売する。

(参考) 指定学校 規則第28条

5 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

No.		契印	
通 学 証 明 書			
学校種別 又は指定番号		区 分	
通学者の氏名・ 及び年齢	フリガナ _____ (歳)		
通学者の居住地 及び電話番号	電話番号 ()		
部科及び学年	部	科	学年(年次)
証明書番号	(学籍番号を記入)		
通学区間	駅から 駅まで () 経由		
通学定期券の通用期間	(1か月 ・ 3か月 ・ 6か月) のいずれかを○でかこむ		
通学定期券の使用開始日	西暦	年	月 日から
卒業予定年月日	西暦	年	月 日まで
証 明	西暦	年	月 日 発行
	学 校 所 在 地	_____	
	学 校 名	_____	
	学校代表者氏名	_____	
		代表者 職印	
1. この証明書の有効期間は発行の日から1か月間です。			
2. この証明書の記入事項は発行者が記入し、「通学定期券の使用開始日」欄は通学者が記入してください。			
3. 必要事項に記入のない場合や、学校長印のない場合は、定期券を発売できません。			
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、「通学定期券の使用開始日」欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。			
5. 記載された個人情報、通学定期券のお申し込み内容及びご利用時の確認の他、紛失された通学定期券が発見された場合などに当社からご連絡する際に使用いたします。			

6 指定学校においてその代表者が発行した画像データによる通学証明書については、前項に規定する様式に準ずるもの、かつ当社が指定する画像形式等を満たしている場合に限り有効とする。

第36条 削 除

第37条 削 除

(定期乗車券の継続発売)

第38条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内に、これと引換えに同一の種類及び区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含む。）及び経路のものを発売する場合は、新たに発行する定期乗車券の発行の日からその有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を加算して発売する。